

「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン」の改訂方針(案)及び改訂ルール(案)

港湾局技術監理室
国総研港湾施工システム・保全研究室

1. 基本方針

- 平成 30 年 4 月に改訂した「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)は、改訂後も毎年度、ガイドラインに掲載済のリサイクル材料の利用実績の調査を行い、さらに新たなリサイクル材料の技術検討を実施してきた。改訂後 4 年が経過し、利用実績を踏まえた適用工種の拡大及び総合評価の変更が相当程度見込まれることから、令和 5 年 4 月 1 日を目途にガイドラインの改訂・公表を行う予定。

※ガイドライン改訂に当たっては、「港湾・空港等リサイクル推進検討会」(以下、「検討会」という。)にて審議を行うものとする。(検討会は 2 回(WEB)開催を想定)

【ガイドライン改訂項目(案)】

(R4d) ガイドラインに掲載済の材料についての利用実績・総合評価の見直し

(R5d 以降) 業界ヒアリング、ニーズ調査、相談案件等を踏まえ、適時改訂

- (参考)令和 6 年 4 月 1 日を目途に、(R4d ガイドライン改訂を踏まえ)「港湾の施設の技術上の基準・同解説」の改訂を行う予定。

2. R4d 検討スケジュール(予定)

R4 年 9 月 27 日	第 1 回検討会 (今回)
R4 年 12 月頃	第 2 回検討会 (予定)
R5 年 4 月 1 日	ガイドライン改訂・公表 (予定)

3. R5d 以降検討体制

- 別紙のとおり

以上

(別紙)

「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン」の改訂ルール（案）

1. 背景

本ガイドラインは、平成 27 年 12 月に全面的な改訂版を策定、その後、技術的知見の蓄積や平成 30 年の港湾の施設の技術上の基準・同解説の改訂も見据え、最新の技術情報を反映した改訂版を平成 30 年 4 月に策定した。

改訂にあたり、平成 29 年度に開催した「港湾・空港等リサイクル推進検討会」（以下「検討会」という。）にて今後の改訂の考え方を審議した結果、開催の形態や頻度について意見が出たことから、今後の改訂に向けた基本方針（ルール）を策定するものである。

2. 改訂事務のルール（案）

➤ 改訂は 2 年毎に行うことを基本とする。ただし、新たな知見等^{※1}により、速やかに改訂を行う必要がある場合や、2 年で大きく評価が変わらない場合などは、適宜、改訂のタイミングを判断する。

※1 新たな知見等とは、対象となるリサイクル材料の追加・削除、リサイクル材料の性能・用途の変更等が必要となる可能性のある追加情報等を意味する。

➤ リサイクル材料の品質性能^{※2}及び利用実績の評価を検討する際の情報収集の対象は国直轄工事、及び関連団体とする。

・国直轄工事については、毎年情報収集を行うことを基本とする。

・関連団体については、毎年情報収集を行うことを基本とする。

※2 品質性能について、マニュアル等（利用マニュアル、手引き、ガイドライン、ハンドブック等）の整備状況の把握、リサイクル材料の活用に関する検討等の情報収集を行うものとする。

➤ 改訂にあたっては、検討会を設置し、改訂後、公表する。

以 上